

地域支援事業を実施する場合の定款の記載等について

介護保険法(以下「法」という。)の一部改正により、平成27年4月から「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は地域支援事業に移行されます。

これに伴い、該当する事業所においては事業の根拠となる定款変更が必要となりますが、このことについて、県内市町では以下のとおり取扱うこととしましたので参考としてください。

※地域支援事業は市町事業のため、以下の内容については**事業所の所在する市町介護保険担当課**へ照会してください。

1 定款の記載について

- (1) 平成30年3月31日までは、事業所では「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と総合事業を併用し実施する可能性があるため、新規に双方のサービスを指定するためには2種類の記載が必要となります。
- (2) 介護予防事業と総合事業の両方を定款に記載する場合の記載例
 - ・「介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業」(※)
 - ・「介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第1号通所事業」(※)(※)緩和したサービスの実施の場合も含まれる。
- (3) 既に「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の記載があれば、そのまま「みなし指定」となるため、総合事業の指定申請書類として定款を求めることはありませんが、みなし指定の有効期間以降は、事業者は市町が定める指定基準により指定の更新を受けなければならないため、この更新までに定款への記載をしておく必要があります。
 - (注1)平成27年4月以降、介護予防サービスの新規指定を受けた場合には、みなし指定の対象とはならないため、総合事業を実施するためには総合事業についての新規指定が必要。
 - (注2)医療法人、社会福祉法人等はそれぞれを所管する部署へ確認が必要

2 運営規程の記載について

- (1) 変更届を提出する際には随時修正をしてください。
(総合事業の更新申請書等を提出するまでには、運営規程を修正しておくこと。)
- (2) 居宅サービス、介護予防サービスと一体で作成する場合の記載例
 - ・「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業」
 - ・「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業」
- (3) 緩和したサービスを実施する場合には、別指定(又は委託)となるが、運営規程を(1)と一体で作成することは可能。
 - ・「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業若しくは緩和した訪問サービス」
 - ・「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業若しくは緩和した通所サービス」

3 その他(地域密着型通所介護)

- (1) 現時点の案では、利用定員18人以下の通所介護事業所について、別段の申出に係る書類の提出がなければ、平成28年4月1日から地域密着型通所介護のみなし指定となることが予定されています。
- (2) 地域密着型通所介護のみなし指定の有効期間は施行日(平成28年4月1日)から効力を生じますが、その有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日(更新日の前日)までとする予定とされているため、定款や運営規程の記載についても、更新時期までに変更をしておく必要があります。